

スーパードラッグコスモス元山店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年3月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成19年11月7日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス元山店 高松市元山町字西末宗673番地
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
閉店時刻が変更後「延長」になることから、夜間の交通事故防止等に配慮した交通安全対策に万全を期すこと。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成20年3月17日（月曜日）から同年4月17日（木曜日）まで